

法定相続分の詳細【相続人が兄弟姉妹（又は甥姪）だけの場合】

【前提事項】

まず法定相続人が誰であるのかを知る必要がありますがここでは、相続人についての説明は割愛します。
詳細は、” < 1. 相続手続きの流れ > c. 誰が相続人かを調べる<補足>★相続人とは” をご参照下さい。

【法定相続分】

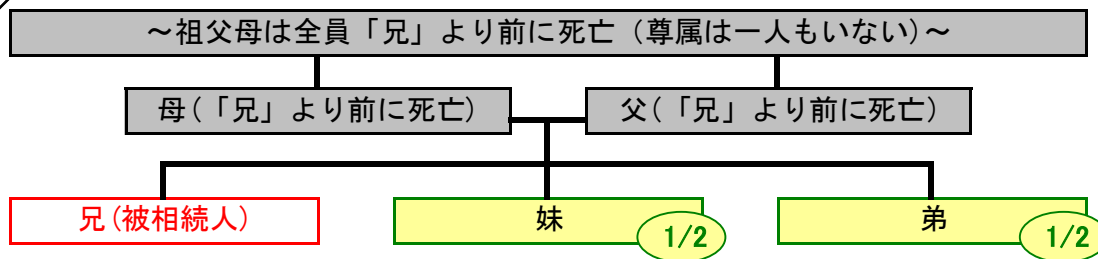
相続人が兄弟姉妹(「兄弟姉妹」→「兄弟姉妹の子」※「兄弟姉妹の孫」以降は対象外)だけの場合の法定相続分は

- ・ 兄弟姉妹が複数いる場合は、均等割りとなります。

※但し、父母の一方のみが同じである兄弟姉妹は、父母の両方が同じ兄弟姉妹の相続分の $1/2$ となる。

※兄弟姉妹が先に亡くなっている場合にその兄弟姉妹に子供(甥姪)がいる場合には、その亡くなられた兄弟姉妹の取り分を甥または姪が取得(甥や姪が複数いれば孫間で均等)。更に甥姪が亡くなっている場合に甥姪に子がいても相続しません。

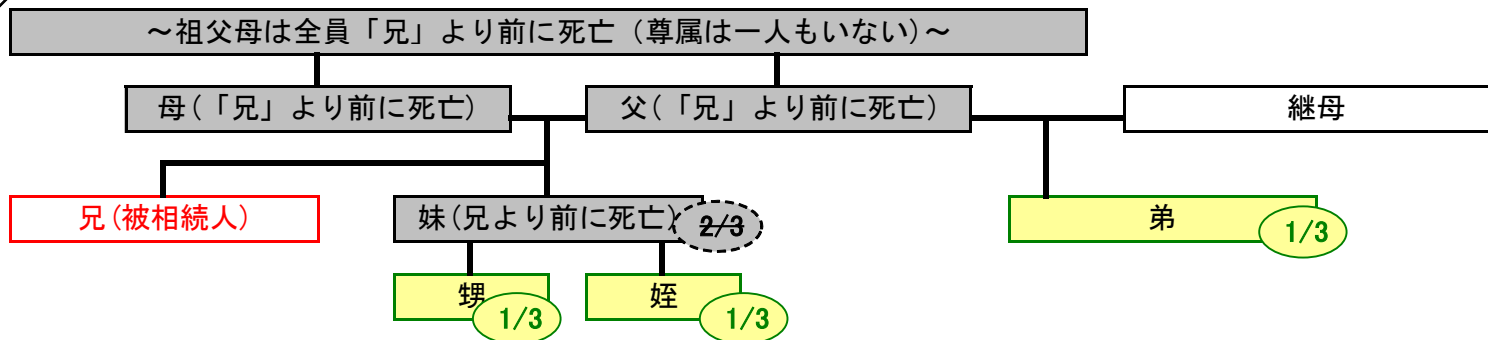
<簡単な例>



[解説]

- ・ 弟と妹の2名が相続人の為、 $1/2$ ずつとなる。

<複雑な例>



[解説]

- ・ 父母を同じくする妹と父のみ同じ弟は、 $2:1$ の割合で分ける事になり、妹が $2/3$ で弟が $1/3$ となる。
- ・ 更に妹は先に亡くなっている為、妹の子である甥と姪が妹に代わって相続する(代襲相続)。
甥と姪は、妹を均等割りとなり、 $1/3$ ずつとなる。